

会議記録			
会議の名称	予算特別委員会		会議場所 全員協議会室
日時	平成30年3月14日（水曜日）		担当職員 鈴木、山末
出席委員	◎石野 ○藤本 酒井 富谷 小川 奥村 田中 並河 齊藤 木曾 明田 西口 <湊議長> <小松副議長>		
執行機関出席者	<p>【生涯学習部】田中部長 [市民協働課]伊豆田課長、桂副課長 [人権啓発課]中川課長、橋本副課長 三宅人権福祉センター館長 [スポーツ推進課]三宅課長、岩崎主幹 【総務部】大西部長 [総務課]石田課長、竹村副課長、名倉総務係長、松野情報化推進係長、 鈴木主幹 [自治防災課]森川課長、牧野副課長、伊津主幹、水主消防係長 [税務課]谷諸税担当課長 【監査委員事務局】侯野事務局長、宮本次長 【環境市民部】塩尻部長、吉田市民窓口・保険医療担当部長 [環境政策課]西田課長、山内施設整備・保全担当課長 [環境クリーン推進課]大西副課長 [市民課]高橋課長、香川市民相談係長 [保険医療課]荻野課長、山内副課長</p>		
事務局出席者	片岡事務局長、山内次長、鈴木議事調査係長、山末主事		
傍聴	市民2名	報道関係者0名	議員3名（奥野、山本、平本）

会議の概要

〔生涯学習部 入室〕

10:00

1 開議

〔石野委員長 開議〕

2 第1号議案審査

【生涯学習部】

《説明》

〈生涯学習部長〉

今年3月30日で生涯学習都市宣言30周年という節目の年を迎える中、本市生涯学習の根幹である人権の尊重を基軸に、時代の流れ、変化をいち早く察知し、市民力をもって亀岡市の未来をともに支え合い、語り合う協働と参画のまちづくりを一層推進することを基本方針としている。

重点施策として、市民力推進課では、新亀岡市生涯学習推進基本計画の推進、第2次亀岡市まちづくり協働推進実施計画の推進、文化振興と都市間姉妹都市交流の推進、地球環境子ども村事業の推進、亀岡市交流会館の利用促進、人権

啓発における文化センター中核館構想の定着と活性化、男女共同参画計画の推進、女性相談業務への対応、各種人権啓発事業の実施、スポーツ推進における一般的なスポーツ推進にあわせた第4回京都亀岡ハーフマラソンの実施、2020年のオリンピック・パラリンピックの空手競技におけるホストタウン事業の推進を重点項目として各施策を進めたいと考えている。

また、昨年9月定例会の決算特別委員会において、「文化センターの管理運営に関して、行政が主体性を持って行われたい」という指摘要望事項をいただいた。その反映状況は、人権福祉センターとNPO亀岡人権交流センターの管理運営に係る指摘と理解しており、閉会後直ちに同NPO法人に対し、開かれた館運営についての指導を行った。指摘をいただいていたとおり、12月末には作業スペースの鍵の返還を求め、現在フリーに使っている状況である。今後も、同様の指摘をされることのないよう、行政が主体性を持って対応していきたいと考えている。

10:04

[所管課長 説明]

10:44

《質疑》

＜酒井委員＞

P8、体育施設管理運営経費に、東別院グラウンド（管理委託料）とあるが、昨年は受付等と書かれており、受付で70万円という指摘もあった。事実上管理委託全体を見ていたいとおり、委託の仕方は老人福祉センターと同じ問題があるので、指定管理とする必要があると思うが所見は。

＜スポーツ推進課長＞

指定管理にするよう数年前から取り組んでいた。しかし、これは埋立処分場の条件整備の施設であり、指定管理を受けるという話もあったが、処分場の処理の関係で少し不都合があり、うちの分だけ受けるわけにはいかないという話があった。また、続けて交渉していきたいと思っている。

＜酒井委員＞

本来は、前回の9月の決算審査の際に、公共施設の管理問題を全体的に議論しておけばよかったです。同じ指摘であり、同じ事情でできないというのが老人福祉センターと同様の答弁だと思う。しかし、法的に問題があるので、受けただけないとかこれからも検討していくということではなく、来年度からしていただかなければならないことである。

＜スポーツ推進課長＞

再来年度からやっていけるように努力していきたいと思う。

＜酒井委員＞

これは委託されているので、老人福祉センターの問題にさらに使用料の問題がある。使用料金をこのようないい団体に扱わせているが、その場合、本来であれば公示しなければならない。また、わかりやすい場所に掲示しておく必要がある。それもされていないということは、老人福祉センターの問題にプラスされることになる。また、委託で施設の使用許可まで任せることはできないので、再来年度からという答弁では非常に困る。

＜生涯学習部長＞

老人福祉センターの件も十分承知している。予算科目は別として、東別院町に出向き、できるだけ来年度からということで交渉していきたい。

＜富谷委員＞

P 1、地球環境子ども村推進経費について、前年度はその他体験学習経費として47万円が上がっていたが、今回はそれがない。生き物大学等に中身が変わったのか。なぜ削減されたのか。

＜市民力推進課長＞

今年度までは、その他体験学習経費の主なものを2点計上していた。その他体験学習経費としては、次年度もここに掲載している差額46万8,000円を計上している。また、生き物大学については、今年度は38回開催し、あと2回残っている。本日までに36回開催しており、延べ1,472人に参加いただいたところである。人気の大学でもあるので、今後もさらに充実した取り組みを進めていきたいと考えている。

＜富谷委員＞

地球環境子ども村に来られる教育機関は、青野小学校、千代川幼稚園、別院保育所等であるが、公平に各教育機関に広報され、手を挙げたところが来られているという認識でよいのか。

＜市民力推進課長＞

そのとおりである。それぞれ保育園・幼稚園・小学校のカリキュラムが組まれているが、距離の関係もある。こちらは積極的に受け入れており、ほかの小学校や保育園に声をかけていただいたら、喜んで受け入れる。

＜富谷委員＞

豊かな自然の中で環境を学べる施設であり、幅広く利用していただけるように広報をしっかりしていただきたい。

P 5、地域振興事業費について、東部文化センターは、地域の交流拠点として使っていただいているが、特に地域交流のときにはたくさん的人が来られる。しかし、役員が机や椅子にガムテープを張って使われており、見るに忍びない状態の備品がある。修繕費としては、86万2,000円計上されているが、購入費は予算化されないのか。

＜人権啓発課長＞

主なものは修繕料が50万円、市有地の維持管理としての草刈り委託料が22万5,000円である。委員が指摘された部分については、P 4、文化センター運営経費の消耗品で計上している。文化センター運営経費の合計2,739万1,000円が運営維持管理の経費であり、これでセンターの管理の消耗や備品等、さまざまな経費を見込んでいる。不都合があれば、その枠で支出する。

＜富谷委員＞

実際に椅子や机が消耗しているということであれば、担当部で対応いただけるという認識でよいのか。

＜人権啓発課長＞

維持管理、修繕等については、限られた予算の枠内で執行しており、各センターのバランスや緊急度、また、不都合の度合い等を考慮して考えていきたい。

＜並河委員＞

P 1、男女共同参画推進経費について、審議会等の男女の構成はどうなっているのか。

＜人権啓発課長＞

男女共同参画審議会委員については、現在 13 人の委員にお世話になっている。内訳については、男性 6 人、女性 7 人である。

＜並河委員＞

男女共同参画で以前は、女性の比率を 50 % に高めるということがあったが、以前と比べ、女性幹部はふえているのか。

＜人権啓発課長＞

男女共同参画のステッププラン等で目標を掲げている。審議会等の構成については、全体の最終目標は 50 % と定めているが、今はまだ 30 % 前後だと認識している。女性の管理監督職員、係長級以上の登用については、ゆう・あいステッププランで 23 年度から 32 年度までの 10 年間の計画がある。前期の 27 年度の女性職員の管理監督職員の目標 24 % に対し、27 年度末の実績は 29.3 % で達成している。32 年度の後期実施計画の目標は 30 % で、直近の数字はまだないが、ほぼ近い数字になっていると考える。

＜並河委員＞

P 2、亀岡会館の跡地に関わり、亀岡市内には文化施設が不足している。ガレリアでも、集会等いろんなことはできるが、やはり音が散ってしまい、せっかくのイベントももう一つという声を聞く。文化施設の今後の課題、目標についてはどうか。

＜市民力推進課長＞

文化施設については、亀岡会館の除却で、活動場所が少なくなっていることは、十分に認識している。今は、市のホームページなどで代替の公共施設の情報等を掲載させていただいている。今後の文化施設のあり方として、音楽ホールの機能については、公共施設等総合管理計画に基づき、総合的に検討する中で進めていきたいと思っている。

＜木曽委員＞

P 1、女性相談事業について、どういった内容をどこに委託されているのか。亀岡市が単独でされているのか。

＜人権啓発課長＞

女性の相談事業については、一般相談、フェミニストカウンセリング、法律相談の 3 つの相談窓口がある。一般相談については、人権啓発課内に設置しており、毎週月曜日から金曜日の 10 時から 16 時まで、さまざまな女性の悩み、夫婦間の問題、心の問題、親子関係の悩み等を、電話を中心として相談を受け付けている。これについては、非常勤嘱託の職員 2 人交代で対応している。フェミニストカウンセリングについては、総合福祉センターにおいて、第 1、第 3 木曜日の 10 時半から 13 時半までの 2 時間予約制で、フェミニストカウンセリングの専門的機関である株式会社 ウィメンズカウンセリングに業務委託している。法律相談についても予約制であり、今年度については、第 2 木曜日と偶数月の第 4 木曜日、夜の 6 時から 8 時まで、昼間と夜に分けて実施しており、京都弁護士会に業務委託している。

＜木曽委員＞

嘱託職員 2 人は公募しているのか。

＜人権啓発課長＞

非常勤嘱託職員については、ホームページや広報紙等で公募して面接を行い、経歴等を加味しながら人選している。

＜木曾委員＞

3 事業の相談件数を後で知らせていただきたい。

＜人権啓発課長＞

了解した。

＜木曾委員＞

P 3 、住民交流推進経費の森のステーションかめおかのコテージ運営に係る経費について、175万9,000円が計上されているが、どういう内容であるのか。

＜市民力推進課長＞

国の地方創生拠点整備交付金を活用し、今年度実施している。主な内容は、コテージを 2 棟、トイレ棟、給排水工事、遊歩道、屋根防水、衛生工事を今年度に実施している。コテージについては、4 人用であり、縦 3.3 メートル横 4.8 メートル、9.6 畳のキット式である。トイレ棟については、身障者用トイレ 1 基、洋式 2 基、シャワー 2 カ所、キッチン 1 カ所、洗面 4 カ所を備えている。交流会館本体の改修をあわせて実施している。

＜木曾委員＞

コテージであり宿泊されると思うが、料金を取ることになると、旅館業法になるのか。料金設定等いろいろ出てくるが、そういう説明が全くない。それは、亀岡市の交流会館の運営の中に定まっているので、必要ないということであるのか。

＜市民力推進課長＞

コテージの料金であるが、今議会に第 46 号議案、亀岡市交流会館条例の一部改正案を提案している。森のステーションかめおかの取り組みにおける、亀岡市交流会館の利用促進に係り、所要の規定整備を図るということで、先日、総務文教常任委員会で説明させていただいた。このコテージは、いわゆる宿泊施設であり、その宿泊施設の使用料及び使用時間の規定を新たに設けるところである。宿泊利用料については、8,000 円で設定しており、宿泊施設の利用時間については、午後 2 時から翌日の午前 10 時までとしている。また、法的には旅館業法に基づく部分が出てくる。こういったコテージの運営については、旅館業法第 2 条第 1 項第 5 号に規定する簡易宿所営業となる。簡易宿所営業の施設整備基準については、客室の広さや入浴設備、洗面所の条件、トイレの個数等が細かく決められており、京都府南丹保健所の環境衛生室と数回にわたって協議・調整をしてきている。その内容について、条件を満たした形で整備を進めているところである。

＜木曾委員＞

亀岡市が職員を充てて直営するのか。

＜市民力推進課長＞

基本的には、今、亀岡市交流会館には市職員が 2 人と、非常勤職員が 2 人おり、基本は 4 人で受付等の対応をする予定である。

＜木曾委員＞

旅館業法の関係も出てくるが、消防法の関係を含め、管理をきちっとできる人でなければ、食中毒の問題等いろんな問題が起こり、対応が大変だと思う。指定管理で専門性のあるところに任せるのが一番いいのではないか。職員にそれをさせることで、リスクを負わせる必要はないのではないか。コテージをつくって、できるだけそこに来てもらう発想については、いいかもわからないが、市の職員が対応することについては、少し難しいのではないかと思う。そういうことを全部クリアできる職員の配置ができるということか。

＜生涯学習部長＞

コテージについては、食事の提供はしない。ただ、ログハウスを1つの施設として貸し出しする。そこで食事の提供はしないというところである。企業版ふるさと納税で、この施設の広場に薬草原ができる、その一角にこのコテージを建てる。チョロギ村のレストラン、また、1階の砥石館が5月26日にグランドオープンするが、そういう機能が全て動き出したときに、専門性を持ったところに施設全体の指定管理をしていきたいと考えている。今年度については、とりあえず職員でスタートするということである。

＜木曽委員＞

職員が管理していくことであるが、いろんな問題が出てくると思うので、注意を払っていかないと、生涯学習部が負う責任も大きいと心配する。この運営全体の中で、1コテージに対して4人泊まれて8,000円と言われたが、どういう計算をして全体の採算が合うのか。その計算をした上でこういう発想をされているのか。それともただ来てもらうだけで、採算は度外視ということであるのか。

＜市民力推進課長＞

この事業費については、国の補助金を活用している。基本的には、このコテージの整備については、地域振興や交流会館の活性化を目指す観点があり、料金設定については、基本的に近隣施設の使用料等を勘案する中で決定した。来年度から本格的にグランドオープンし利用を促進していくが、そういう状況も勘案しながら、使用料等についても十分に検討しなければならないと思っている。まずは、チョロギ村のレストランや砥石コーナー等、交流会館全体の利活用を図るという観点でコテージを設置している。

＜木曽委員＞

チョロギ村に何回か行っているが、人が来ている形跡がないように感じる。来ておられるとは思うが、よほど広報しないと宝の持ちぐされになってしまい可能性が大きいと思う。市民の税金を使う以上は、例えば、生涯学習部だけでなく商工観光課とも連携し、一体的にオープンすることも含めて考えていいかないといけない。つくるのはいいが、運営管理が全然できないような状況であれば、最後は何のためにやっているのかということになってしまう。国費も使うので、下手にやってお客様は全然来ないとなってはいけないので、もう少し慎重にしていただきたい。大丈夫であるのか。

＜市民力推進課長＞

基本的にチョロギ村については、昨年度は土・日だけ開館されていたと聞いている。今、意見をいただいたことについては、全くそのとおりだという認識をしている。やはりもっともっと広報して、皆さんに知ってもらう取り組みが必要だということは十分認識している。

＜木曾委員＞

やはりかけてきたお金も大事であるので、商工観光課とその分も含め、真剣に考えてもらわなければ、つくるのはよいが運営や管理が下手になってはいけない。必ず費用対効果も含めて考えなければいけない。行政であるので赤字覚悟というのは、これからは余りなじまないと思う。それはひとつ覚悟をよろしくお願ひしておく。

P 4、各文化センターの事業内容について、全部くくって説明されている。各館ごとの内容が全然わからない。こんな説明は不自然ではないか。各館ごとにその事業内容等も含めて説明し、今後しっかりとしていくという姿勢がなければいけない。利用度の高い設備を余り充実せずにいれば問題であるので、各館ごとに明細を出すべきである。それが予算特別委員会に出す資料だと思う。その資料を出せるか。

＜生涯学習部長＞

総くくりの表示になっている。来年度については、そのような台帳を詳細に示させていただく。今年度において審議いただく中で、必要に応じて各館が何をやっているかをまとめた資料を提示させていただくこととするが、よいか。

＜木曾委員＞

平成30年度予算の審査において今質疑しているので、その分に対する資料を出していただくことが一番大事である。根幹にかかわる問題であり、出していただきたい。

＜生涯学習部長＞

出させていただく。

＜木曾委員＞

いつ出すのか。

＜生涯学習部長＞

すぐに配付させていただく。

＜齊藤委員＞

P 3、まちづくり推進経費の官学共同研究委託料30万円について、今回は研究内容をしっかりと取り組むということであるが、内容は何であるか。

＜市民力推進課長＞

エコトピア亀岡に収集される廃棄物の再資源化に関する研究を、今年度から実施している。具体的には、エコトピア亀岡の埋め立ての予定年数を少しでも延伸できないかという研究の一環である。これは、剪定される樹木の枝に土がついているとなかなか燃やすことができず、それを埋め立てなければならぬケースが多々あるということを、所管の環境クリーン推進課から聞いており、農作物等の栽培に係る堆肥にする研究について、今年度から京都学園大学バイオ環境学部の藤井教授に依頼しているものである。その研究費を30万円で予算計上しており、引き続き取り組んでいきたいと思っている。

＜齊藤委員＞

よろしくお願ひしたい。

P 4～5、各文化センターと各児童館の運営について、資料を細かく出していただくと思うが、その中にセコムの経費も入っているということであったが、これは幾らぐらいであるのか。児童館も文化センターも全部セコムであ

るのか。

＜人権啓発課長＞

併設しているところもあるが、基本的にはセンター、児童館それぞれ建物があり、入り口付近は、全てセコムへ委託している。

＜齊藤委員＞

入札で決まっているのか。

＜人権啓発課長＞

基本的には、長期継続契約という形で契約している。

＜齊藤委員＞

P 8、生涯スポーツ振興経費の東京オリンピックのオーストリア共和国のホストタウン事業経費について、いいことであるが、来てもらって交流するのか、こちらから行くのか。また、そのときに何人が交流するかについてはわかっているのか。

＜スポーツ推進課長＞

本年度については、神戸市で世界大学空手道選手権大会が開かれる。その際に、オーストリアの選手団が来られるので、選手に亀岡に来ていただき交流するということを考えている。

＜齊藤委員＞

できるのかどうか。

＜スポーツ推進課長＞

オーストリア空手連盟に、来ていただけないかという話はしており、ぜひとも来たいという意見は聞いている。大会等の日程のもあるので、確約まではいただいている状況である。

＜齊藤委員＞

予算に上げていただくのであれば、しっかりと担保をとり、交流に向けてやっているのかないといけないと思っているので、しっかりとお願いたい。

＜田中委員＞

P 3、官学共同研究委託料について、資源化すると言われているが、中部保育所跡であれば、破碎して摘んで堆肥として利用しているのに、さらによい肥料をつくろうとしているのか。

＜市民力推進課長＞

大学と市の所管とのマッチングという中で、エコトピア亀岡の所管課から、樹木の剪定枝等の植物由来のごみを農作物等の栽培等に再利用する方法を確立したいという依頼があり、その研究を今年度も実施をしていただいている。来年度が2年目ということで進めていきたいと考えている。

＜田中委員＞

コテージの受付業務について、国際交流会館には職員が今何人配置されているのか。

＜市民力推進課長＞

地球環境子ども村係には、職員2人を配置しており、嘱託職員2人と合わせて計4人である。

＜田中委員＞

主に地球環境子ども村の職員が当たるということになるのか。以前は交流会館の維持管理や受付業務に非常勤嘱託職員が1人配置されていたことがあつ

たがどうか。

＜市民力推進課長＞

地球環境子ども村係の職員が2人いる。その他に、交流会館の館長として嘱託職員が1人、施設管理の嘱託職員として1人、全部で4人体制である。基本的にこのコテージについては、交流会館の管理運営業務になるので、嘱託職員による対応になる。土日も開館しており、受付、その他については、職員とのローテーション、また、役割を分担している。

＜田中委員＞

P4、人権啓発推進協議会の活動助成金が計上されており、団体等に分配されると思うが、何団体あるのか。また、対象の団体は具体的にどういう団体であるのか。

＜人権啓発課長＞

人権啓発推進協議会活動助成金として205万円を計上している。内訳としては、市内63団体が加盟する亀岡市人権啓発推進協議会に126万円、市内53団体が加盟する人権擁護施策推進・要求亀岡市実行委員会に50万円を支出している。また、園部人権擁護委員協議会への助成金として29万円を支出している。

＜田中委員＞

文化センターの運営経費の中で、嘱託職員が文化センターに2人と説明されたが、どこの館に配置されているのか、また、その職務内容は。

＜人権啓発課長＞

嘱託職員は合計で6人採用している。文化センター、児童館併任という形で辞令を出しており、文化センター運営経費に2人、児童館運営経費に4人計上している。職務については、館の清掃が中心である。

＜西口委員＞

以前に文化センターは3カ所に集約して統合するという話を聞いてきた経過がある。現在5カ所あるという話であったが、集約するとすれば、いつごろになると考えているのか。

＜人権啓発課長＞

3館体制については、平成21年3月に隣保館のあり方研究会の報告を受け、平成25年度に方針決裁により整理している。内容としては、人権福祉センター、東部文化センター、保津文化センターの3館に集約するものである。内容については、施設の段階的整理・統合、館の事業・人員の集約化と地域の活性化という点が主な内容である。現在の進捗状況としては、まず平成27年度に馬路文化センターの職員を4人から2人に減らし、28年6月から地元に施設の日常管理を委託した。平成29年度については、地元の区に施設管理を委託して、職員は保津文化センターに集約し、保津文化センターから職員が馬路文化センターに出向き、センター事業等を実施している状況である。集約される犬甘野児童館の状況については、27年から3人の職員を2人に減らしている。委託はなかなか難しいが、3館体制の考え方で進めていきたい。保津ヶ丘文化センターについては、平成26年度から非常勤嘱託職員1人で管理している。地元管理ということもあるが、費用対効果等を考え現在、非常勤嘱託職員1人で管理しているので、状況を見ながら検討していきたい。

＜西口委員＞

予算で2,739万円の維持管理経費が上がっており、統合することによって将来、予算軽減は図れるのか。どれぐらいの規模になるのかという思いを持っているので聞いた。想定としては軽減できるのか、現状維持程度になるのか確認したい。

＜人権啓発課長＞

25年度の方針により整理を進めているところである。馬路については、27年度は正職員2人であり、職員の整理や人数を減らしてきている。今後、目に見えた効果額がどの程度上がるのかは難しい状況である。

＜西口委員＞

現状維持程度の流れで進めていくということか。

＜人権啓発課長＞

3館体制は十分認識しており、その目標に向かって進めていきたいと思っているが、現在のところ早急に全てのものを集約するのはなかなか難しい状況である。

＜西口委員＞

軽減できるところは軽減するよう、効果的な人員配置も含め、進めていくよう努力をお願いしたい。

＜明田委員＞

P3、カーボンマイナスプロジェクト研究委託料について、以前に龍谷大学の先生から説明を受けたことがある。この研究成果、到達度について説明いただきたい。

＜市民力推進課長＞

カーボンマイナスの研究成果については、副産物であるクルベジの市内流通や、環境大臣賞金賞の受賞、作物栽培と土壤への影響調査の実施、また、京都銀行等の企業の参画が成果として上げられると思う。今年度からスタートしている3カ年の協定更新の取り組みについては、各大学においてそれぞれ役割分担している。今年度は、川東学園において食育・環境教育のモデル構築ができた。また、立命館大学と京都学園大学の現在の研究として、河原林町にあるソーラーパネル館における野菜の生育や、光の分量の測量研究等であり、それぞれの研究結果が出てきている。来年度についても、今年度の取り組みにかかり課題事項等が出てきているので、それを改善していく中で進めていくことになると思っている。

＜明田委員＞

実際に広がっていると思うが、栽培する亀岡の農家への数字的な広がりについてはどうか。

＜生涯学習部長＞

当初、農家は12～13人で始まったが、現在は25農家程度に広がっている。この研究委託自体が3カ年になっており、平成31年度に周期設定したいと思っている。また、30年度から龍谷大学と南丹高校が包括協定を結ぶことになり、その中でも新たな交流が生まれてきている。地産地消として、クールベジタブルの売り上げもずっと右肩上がりで上がっており、資金の地域内循環も1つの大きな経済的効果が出てきていると考えている。

＜明田委員＞

その目的、効果、内容はすばらしいことである。世界的にこれが広がれば、CO₂が非常に削減される。世界的にはいま一つ広がっているように見えないが、こつこつとやっていただきたいと思う。

P 8、子どもスポーツ検診補助金について、対象者はどのような団体であるのか。

＜スポーツ推進課長＞

各競技団体が主催するスポーツ大会に出場するために、事前検診が義務づけられている。いわゆる野球ひじということで、少年野球チームが大会に出られる際に、野球連盟に一括して人数分を補助している。本年度については279人であった。

＜明田委員＞

少年野球は私も存じている。結構である。

＜石野委員長＞

それでは、先ほど要求のあった資料を配付する。

[事務局資料配付 (隣保館事業に係る資料)]

＜奥村委員＞

P 6に「スポーツ基本法の規定に基づき」とあるが、スポーツ推進委員は何人に委託するのか。このことはスポーツ基本法には書いていないと思うが、亀岡市にこれだけの人数が必要であるのか。

＜スポーツ推進課長＞

現在の亀岡市の定数は、50人以内となっている。スポーツ基本法が改正されたときに、50人というのはどうかということがあって減り、現在は34人になっている。

＜奥村委員＞

報償は亀岡市の内規で決めているのか、それとも全国一律であるのか。

＜スポーツ推進課長＞

亀岡市の条例で決めている。

＜奥村委員＞

スポーツの振興というのは大事であり必要だと思う。しかし、ずっと同じ人が同じようにやられているのはいかがかと思う。スポーツの振興であれば、もう少し少なくともいいのではないか。

＜スポーツ推進課長＞

言われることはもっともだが、各地域においてスポーツの指導的役割として各町に最低1人、4,000人ごとに1人足して任命している状況である。

＜奥村委員＞

国がスポーツ基本法により、市町村、公共団体に対して補助するが、基本的には独立行政法人のスポーツ振興協議会が出している。歳入にも600万円ほど入っており、全て文部科学省からここへ来ているのか。本来であれば体育大会やいろんなものにも全部ついてくるが、補助金ではなく諸収入で入っているのか。

＜スポーツ推進課長＞

いわゆるtotoの補助金については、スポーツ活動団体助成金ということ

で、日本スポーツ振興センターの直接事業になっており文科省等は余り関係がない。t o t oのスポーツくじ等の収益金をもとにして成り立っており、その団体が各地方の助成金を出すことになっている。

＜奥村委員＞

ここにはスポーツ基本法の規定に基づきと書いてある。スポーツ基本法に基づく補助金は1つも来ていないと私は言っている。そのかわりに独立行政法人のほうから来ているのかということでよいのか。

＜スポーツ推進課長＞

スポーツ基本法の中に、日本スポーツセンターの位置づけがされていると理解している。

＜富谷委員＞

P 2、文化振興費のかめおか霧の芸術祭にかかる経費について、古民家を改修されK I R I C A F Eをオープンされているが、芸術祭にかかるわらず、今後、芸術家の拠点としてワークショップをされるという説明を受けた。K I R I C A F Eをやっている人が主体となり、ワークショップに250万円を使うという認識でよいのか。オリンピックに関して、単費だけの250万円であるのか。今後の展開はどうか。

＜市民力推進課長＞

基本的に霧の芸術祭にかかる経費として、250万円の経費が計上されているが、京都府の文化芸術振興発信事業補助金という制度や、その他京都府の補助制度を活用しながら事業を総合的に実施していきたいと考えている。具体的には、今年度も古民家再生のワークショップ等、霧の芸術祭の実行委員会のメンバーで共同実施していくこととなる。

＜富谷委員＞

場所だけを借り、実行委員が使われるという認識でよいか。

＜生涯学習部長＞

この霧の芸術祭に関して、京都造形技術大学、他の芸術系大学、森の京都D MO、亀岡市等で実行委員会を形成している。事業自体は実行委員会の中で、古民家を拠点に実施する。芸術祭の実行委員会が主催し、京都造形技術大学等がアート的なワークショップ等を実施するということで理解をいただきたい。

＜並河委員＞

P 6、ガレリアかめおかのレストランについて、閉鎖してまたやっていただいたが、現在レストランらしきものはない。あのような広い施設にたくさんの来客がある中で、喫茶店やちょっと食事ができるところがあればいいと思う。現状は弁当を買いそこで食べられるが、今後そういう状態がずっと続くのか。その方向性はどうか。

＜市民力推進課長＞

レストランはJ Aに貸しており、経営的に成り立たないので閉鎖されている状況である。現在はケータリングとして利用されている。これまでにもいろんなところに打診してきているが、実際にやってくれるところがなかなかないというのが現状である。ガレリアかめおかは大きい施設であるので、レストランもあればよいというのは当然だと思うので、今後も検討を重ねていきたいと思う。

＜木曾委員＞

先ほど配付された隣保館デイサービス事業の資料に関して、国庫補助も含め、1年間で97回、月8回、202万円の予算計上があるが、国からはどれだけ出ているのか。その中に収入はあるのか。

＜人権啓発課長＞

隣保館デイサービス事業については、合計で245万円の事業費である。内容については、人権福祉センターで実施している隣保館デイサービス事業である。内容については、日常生活訓練、体操教室、健康教室、手芸、会食サービス、カラオケ教室を実施している。これについては、亀岡市からNPOに委託しており、190万円が委託料である。補助率は4分の3である。これについての収入は特にない。

＜木曾委員＞

収入はないということで、間違いはないのか確認する。

＜人権啓発課長＞

会食については300円の負担をいただいている。

＜木曾委員＞

その収入はどこに上がっているのか。

＜人権啓発課長＞

NPOに事業を委託しており、そちらの収入になっている。

＜木曾委員＞

ということは収入ではないのか。総額で一体いくらの金額になるのか。

＜人権啓発課長＞

会食の材料費として300円を徴収している。それと合わせ、市の委託料等を含めた形でそれぞれの事業を実施されている。

12:02

《委員間討議》

＜酒井委員＞

1点目に、質疑が集中していたP3、コテージについて、宿泊施設は1泊8,000円であったが、設置して運営していくのが今後どのような影響を与えていくのかは重要な問題だと思う。

2点目に、P8、体育施設管理運営経費の東別院グラウンドについて、実際だれでも使える状況になっているかと言うと、どうやって申し込めばいいのか、ホームページでもわからない。いろいろな事情があって委託しているということも聞いたが、それでも事情がわからないものにとってもルール内でやっていかないと、亀岡市は不合理なことをやっているように見えてしまう。きちんと説明がつくような形でやっていただきたい。全体に共通しており、文化センターについての説明の中でも、地元に委託しているということであった。行政財産であるが、地元に委託されており、受付なども地元がされている。だれでも使える状況になっているのかわからないが、管理がどうなっているのか。前回の決算審査でも議論したかった部分であり、今回こそ議論して全体的に市長質疑として上げていくのが整理しやすいと思う。

＜田中委員＞

P9の表では、東別院グラウンドと書いてあるが、向こうには東別院町民グ

ラウンドと表示されている。使用条件というか、どれだけ市民に開かれているのか。

＜石野委員長＞

執行部に東別院のグラウンドの名称を確認したい。

＜スポーツ推進課長＞

条例上の正式名は東別院グラウンドである。通称名は東別院町民グラウンドである。設置の段階で町民のためのグラウンドという主張により、看板についてはそのようになったと聞いている。

＜酒井委員＞

コテージについては、委員からいろんな意見があった。昨日の議論にもあり委員間討議ができるかと思って投げかけた。ほかに意見がなければ委員間討議に上がらなかつたことになり、市長質疑にも上がらないと思う。意見はないということか。

＜石野委員長＞

今の施設管理の関係は、東別院の1点ということで確認させていただく。

＜酒井委員＞

東別院の件は何が問題かというと、名前がどうかではなく、市民に開かれ利用できる状態になっていないということである。私は質疑の中で、指定管理でなく今のお任せのような仕方ではできないと思っている。ルール内でやるようにしてほしいという意味で質疑したが、そういった外形上の観点からだけではなく、だれにでも使える状況になっていないという問題意識を田中委員には共有していただき、そういう発言があったと私は認識している。

＜田中委員＞

私は開かれた施設でなければいけないと意見を言った。

＜奥村委員＞

誰でも使えるわけである。ただ、管理する人はどうかということを議論するのであればいいが、開かれた施設かどうかという話は論外だと思う。酒井委員の言われる、管理上どうしているかということ自体については、私も意見があり、乗らせていただきてもよい。

＜酒井委員＞

あれは東別院町民グラウンドという通称であり、看板も掲げられている。市の施設であり、全体に開かれていなければいけないというのが建前である。ホームページを見ても、どうやってどこに申し込みればいいかがわからない状態になっている。そういうところも直していくかなくてはいけない。形式だけ指定管理にすればいいとか、今すぐ指定管理にすれば運用は同じでもいいということではなく、一番の課題はそういうところだと考えて言っているのである。開かれた市の施設として、適切な運用を求めていかなければならぬ。

＜齊藤委員＞

自治会に申し込み、空いていれば誰でも使えると思う。開かれており、いろんな方が使われている。

＜石野委員長＞

今のそれぞれの意見について、理事者から意見はあるか。

＜スポーツ推進課長＞

ホームページにも問い合わせ先として東別院町自治会を載せており、どなたでも使っていただけます。

〔生涯学習部 退室〕

12:11

〔 休憩 〕

13:10

〈石野委員長〉

先ほどの生涯学習部の委員間討議において、森のステーションかめおかコテージと東別院グラウンドの管理運営の2点については、委員間討議は成立しているので確認しておく。

〔総務部・監査委員事務局 入室〕

【総務部・監査委員事務局】

『説明』

〈総務部長〉

総務部及び監査委員事務局では、7つの重点施策を定めている。1点目は、第4次亀岡市総合計画後期基本計画を基本に、安全で安心して暮らせるまちづくりの実現のため、セーフコミュニティについて平成30年度の再々認証、セーフスクールの再認証に向け各取り組みを進める。事前審査を昨年11月に受けた結果、亀岡市の取り組み内容を高く評価していただいた。本審査は、今年の7月に予定しており、安全・安心のまちづくりをさらに進めていきたい。2点目は、大規模災害などにおける地域防災体制強化を目指し、避難情報等収集伝達機能強化事業として、デジタル防災行政無線の基本設計及び実施設計を実施し、防災・減災に努める。3点目は、交通安全対策として、高齢者が関係する交通事故を抑制するため、70歳以上の高齢者運転免許証の自主返納を支援することで安全・安心のまちづくりを進める。4点目は、本市行政の中核機能を担う庁舎の維持管理について、照明器具のLED化やトイレ洋式化など、庁舎営繕計画に基づき施設の修繕、利便性の向上に努める。5点目は、情報システムについて、情報化推進計画に基づき、今後ますます高度化・複雑化する情報化施策及び情報セキュリティ強靭対策に努める。6点目は、市税について、公平・公正な課税事務により、市民の税に対する信頼のもと、市税の安定した収入確保に京都地方税機構と連携し収入増に努める。7点目は、適正な監査機能と情報公開を推進し、健全で効率的な行財政運営を図る。総務部及び監査委員事務局の平成30年度予算案の総額は、京都中部広域消防組合の負担金約10億4,000万円を含め、19億2,000万円となる。

平成29年9月の決算特別委員会での事務事業評価での指摘事項は、セーフコミュニティの推進事業であった。1点目は認知度が低いので名称を工夫すること。2点目は、インターナショナルセーフスクールの取り組みを他の学校へ広げ、事業効果の検証をすること。3点目は、認証取得にこだわらず亀岡市独自施策も含め、安全・安心の取り組みを充実させることなど、大きく3点の意見をいただき、見直しの上継続するとの指摘をいただいた。1点目の認知度とし

ては、市民参加型の新たな取り組みとして、ドライブレコーダーを活用した「まち・レコ」プロジェクトや、交通安全を進めるセーフティドライブプロジェクトを実施することで、市民へセーフコミュニティの取り組みをアピールし、安全・安心なまちづくりに向け市民とともに取り組むよう改善した。また、セーフコミュニティという名称については10年以上使用しており、今のところ変更は考えていないが、セーフコミュニティと表現するときには、安全で安心して暮らせるまち亀岡を併記するなど表現方法に工夫をしていく。2点目、インターナショナルセーフスクールについては、曾我部小学校の取り組みを他の学校へ報告し、その内容が他の学校の安全・安心な取り組みにつながっていると思っている。平成29年度からは、教育委員会や教育研究所と連携し、他の小中学校の教職員が教育研究所に集まり、曾我部小学校の教員が研修を行うなど成果の広がりに努めてきた。3点目、認証取得にこだわらず亀岡市独自の取り組みを充実させることについては、30年度にセーフコミュニティの3度目の認証取得することで、計15年間にわたるセーフコミュニティの世界認証を持つ自治体となる。日本初の認証自治体の国内における安全・安心のまちづくりのリーダー的な存在として、新規事業に取り組み各事務・事業を市民とともに進めてきた。30年度に再々認証することで、さらに安全・安心の取り組みがレベルアップし、高いレベルでの安全・安心のまちづくりが一定達成することになると考える。5年後の認証取得は、現時点では未定であるが、これまでの取り組みにより蓄積したノウハウを生かし、亀岡市独自の安全・安心のまちづくりも含め、今後も全力で取り組む。

13：19

〔所管課長 説明〕

14：00

《質疑》

＜酒井委員＞

P1、自治委員事務委託料について、各所管部にさまざまな事業において広報はどうするのかと聞くと、全戸配布すると言われる。この自治委員事務委託料においては、来年度も全戸に配布するという考え方であるのか。

＜自治防災課長＞

自治委員事務委託料については、広報の配布、ポスター等の掲示、要望等の調査取りまとめ、事業実施に係る取りまとめ、また、各種募金等の取りまとめ等、8つの内容について包括的に委託契約を結んでいる。

＜酒井委員＞

質疑に答えていただきたい。全戸配布という内容でよいかという確認である。

＜自治防災課長＞

自治会に加入、非加入にかかわらず、全戸配布という考え方である。

＜酒井委員＞

各委員にも配付している契約書の第2条では、加入世帯、非加入世帯にかかわらず、この委託した事務を行うこととなっている。しかし、非加入世帯に配布されていないという実態を把握されていると思うがどうか。

＜自治防災課長＞

そこまでの具体的な把握はしていない。自治会でお世話になっていると考えている。

＜酒井委員＞

非加入世帯に配布していただけないということで、近隣に配る分を含め市民情報コーナーに取りに来られる人がいるということや、一部の地域ではこれからは無償で自分たちが配るのをやめるので、きちんと委託料を受け取っている人が配るという話し合いがされていることは把握されているはずである。非加入世帯に配られていないということは知っているはずであるがどうか。

＜自治防災課長＞

現在、確かに協議、調整している自治会等はある。ただ、今、双方に対して調整していただいている。それ以外については、基本的には全戸配布となっている。

＜酒井委員＞

これまでのさまざまな議会での答弁と矛盾すると思うが、非加入世帯に対しての補完措置として、施設等に設置しているという答弁が何度もあった。昨日の並河委員の質疑に対しても、自治会配布であり、非加入世帯には配られていないことを前提で答弁されていたので、それは把握していないということにはならないと思う。把握している以上は、配布させなければならないので、既に今把握していると言わされた一部の地域についても、何回分か配布されていないということになるがどうか。

＜自治防災課長＞

自治会に入っていない人や配られない人については、確かに各公共施設で補完しており、自治会に対しても、今後配っていただくような話もしている。現状では配られていないということである。

＜酒井委員＞

配られていないところもあるというのでは困る。補助金のように取り扱われている内容だと思うが、これは委託契約なので契約した内容をきちんと履行されていない以上、履行させるようにしなくてはならない。履行しないままであれば、全額払うのはおかしいという話になる。そういう認識を明確にしていただきたい。以前も委託料の計算について、予算特別委員会で質疑があった。委託料の積算根拠については、配付している積算根拠では、平成20年4月1日の世帯数で計算されている。これについてなぜ古いままでおくのかという質疑に対し、人口増減で金額が変更されるのは困るということで凍結になったと答弁された。それは委託料の計算としては、異常な積算だと思う。これは補助金ではないので、そういうことをきちんとしていただかないと、ふえているところはそれだけ手間がふえており、減っているところは減っているはずである。そして、自治会の運営について、資金面での支援が必要だということは別途考えないと、委託料と補助とは別である。そのあたりをきちんと整理した上で、新年度にまた契約するという考えはあるか。

＜総務部長＞

自治会に非加入のところに広報物が届いてないという事実は把握している。委託するので、きっと全て中身を確認して払うべきというのはそのとおりだと思う。そうなるように自治会には依頼しており、その確認を今後してい

きたいと考えている。

＜酒井委員＞

ということは3月15日、明日発行のキラリ☆亀岡から全戸配布されるようには、きちんとするということか。配られていないという申し出があれば、それは確認してきちんと配るようにしていただける。そのように新年度も契約したとおりの委託事業の内容が履行されることを確認していただけるという意味の答弁だと理解してよいか。

＜総務部長＞

3月15日に100%届くということにはまだならない。先ほど言ったように、調整している自治会等がある。3月15日に亀岡市の全世帯に広報物が100%届くことは、まだその時点では不可能である。100%になるよう努めていく。

＜酒井委員＞

届かなくても既に前払いされているが、それはどうするのか。

＜総務部長＞

年4回に分けて支払っている。最終は、年度が終わった後で検収を済ませ、支払いするということになる。

＜酒井委員＞

新年度からも話し合いがつかないということで、そのままにされたら大変困る。今把握されている以外にも配られていないところがあり、しっかり把握していただく必要があると思う。他の部署では自治会非加入の人には届いていないという答弁をされるが、そういった認識が庁内で共通になっていないということと、実際配っていただいている人にも、委託されて契約で配っているものだという意識がない場合があると思う。それは自治会に加入している人への無償の相互の助け合いだと思って配っておられるので、何で非加入者に配らなくてはいけないのかと思われるのももっともある。これは委託契約であり、そういったことを周知して配っていただくことで、自治会に委託料が入ってくるということを理解いただかないと、これはずっとこのままうまくいかない。命にかかるハザードマップも届いていないわけである。そういったことを放置しておくのではいけないと思うので、きちんと新年度からと言わず、前回、前々回と配られていないところについても、しっかりと確認し履行させていくということを約束していただきたい。

＜総務部長＞

全戸配布できるように自治会長と話をしており、私たちはとにかく市民に情報を届けたいという思いである。自治会に加入、非加入は別にして、行政情報は必要だと思っているので、100%になるよう努めていく。

＜酒井委員＞

委託料の積算根拠がおかしいところはどうするのか。

＜総務部長＞

委託料については、自治委員連絡協議会と話し合いをしており、20年度の据え置きでいかせていただくということの了解のもと、支払いをしているということで理解いただきたい。

＜酒井委員＞

話し合いによりこれで据え置くと言うのは、積算根拠でも何でもない。事務

を委託するのにおかしい。その金額が実際にこの事務を委託した委託料にしては少ない額になっている。本当に全戸配布してもらうのであれば、この額では到底配れないという話になり、見直しのときにきちんと中身を考えていただきたいということである。また、この自治委員事務委託料について、自治会にいろんな仕事をお願いしているという状況も、大変な負担をかけてるので、全体を見直してほしいということを以前に質問した。自治委員報酬について、特別職の金額をベースに計算しているので上げることは考えてないということであった。そうなるとトータルで見て負担が重くなりすぎず、不公平感がないように、行政が責任を持って全市民に届けるべきサービスが行き渡ることを全般的に考えていただきたいと思うが、所見は。

＜自治防災課長＞

酒井委員が言われるのはもっともある。新年度になるまでもなく、自治会役員、自治委員と十分協議していきたいと考えている。

＜明田委員＞

自治会の数は23で合っているのか。

＜自治防災課長＞

亀岡地区については3人であり、自治委員は23人である。

＜明田委員＞

私は以前から申し上げているが、この6万6,000円は、仕事量等を考えると、何とか考えていかなければならないと思うがどうか。

＜自治防災課長＞

報酬については、確かに平成9年度からずっと据え置いている状況である。

本日の指摘を受け、検討して相談させていただきたい。

＜齊藤委員＞

報酬云々ではないと思う。第2条では加入、非加入にかかわらず事務を処理するとなっている。法的にはどうかわからない。契約書はこうなっているが、自治会からすれば、自治会費も払わない者になぜ持つていかなければならないのかという気持ちの問題である。契約書を変えればよいのではないか。そういうことも話し合はずに、一方的に全部配るという話でなく、それも踏まえて自治会とどうかということを話さなければならないのではないか。

＜総務部長＞

まずは自治会組織に入っていただく。100%会員になっていただくのがまず基本だと考えている。入っていただき、地域のコミュニティ活動と行政が同じ方向を向いてまちづくりをしていくのが基本にあるので、行政として必要な情報を届けていきたいと思っている。この契約書等については、以前の契約書を踏襲している分があるが、指摘いただいた分を踏まえ、改善できるところは改善していきたいと思っている。とにかく亀岡市民に行政情報を伝えし、自治会に皆さん入っていただき、災害が起こったときにはみんなが助け合う、そんな地域をつくるなければいけないと思っている。

＜木曾委員＞

自治会に非加入の分も配ってもらうようなことを言っている。篠町で自治会の人に配れというのは、むちゃな話になる。齊藤委員も言われたように、自治会に加入しているところと、非加入のところで、具体的にどうするのかをはっきりしないと大変なことになる。

＜総務部長＞

他市の状況を見ていると、広報紙を自治会組織を通さず、新聞折り込みや配達員によって配布されている自治体があるのは承知している。その場合は、それにかかる経費が相当必要になる。亀岡市もそれについて研究したことはある。現在、自治会には委託料の中で、広報紙等の8項目をお世話になっていているので、かなり負担をかけていると思っている。

＜木曽委員＞

例えば、亀岡であれば3つになっているが、篠町もかなりの人数になってきている。例えは2つにするということもありえるのではないか。物理的にどうかわからないが、全体ではかなり人口がふえてきているので、割合からすると自治会は1つであっても、自治委員を2人にするような形にしていかないと、なかなか難しくなると思う。将来的なことも考えるとどうか。

＜総務部長＞

自治委員の人数については、自治委員連絡協議会と十分話をさせていただきたいと思っている。

＜木曽委員＞

自治委員だけでなく、配布物も含めてどうか。

＜総務部長＞

広報紙の配布については、自治会組織により配布する方法と、新聞折り込みや通送員を雇用して配布をする方法等いろいろあるので、十分研究していきたいと思っている。経費の面もあり、また、配り物をすることによって地域のつながりが生まれているところもあると思う。全てを考えて一番いい方法をこれから研究していきたいと思っている。

＜明田委員＞

自治会に加入していない世帯数はどれぐらいであるのか。

＜総務部長＞

自治会加入率は8.2%ぐらいで、18%は非加入である。

＜奥村委員＞

月1回発行のキラリ☆亀岡は新聞折り込みであり、自治会に委託してない。その差というのは、課によって違うのか。それとも物によって違うのか、説明いただきたい。

＜総務部長＞

キラリ☆亀岡だけは新聞折り込みで、市長公室が経費を負担している。それ以外の広報物は、自治会にお世話になっており、自治会の事務を委託している中の一部分ということである。

＜奥村委員＞

それはなぜかと聞いている。

＜自治防災課長＞

自治会では、全戸配布、組回覧を行っていただいている。ポスター等、新聞折り込みできない部分もたくさんあり、キラリ☆亀岡おしらせについては、自治会を頼らざるを得ないということもある。

＜奥村委員＞

キラリ☆亀岡が新聞折り込みとなっているのかがわからない。

＜総務部長＞

市民すべてに届ける方法として、広報広聴係が全戸配布から切りかえていったと考えている。ただ、新聞をとっていない人については、まだ課題として残っている。

＜並河委員＞

市民に知らせることは行政としてやらなければならないことだと思う。最近は新聞をとっていない人も多く、自治会に入らない人もいて、市の施策等のおしらせを皆さんに行き届けることが必要だと思う。自治会費を払っていないからではなく、大きな枠組みの中で市として全地域に配る体制は難しいということであるのか。

＜総務部長＞

新聞をとられてない家庭があるのは承知している。広報広聴係は、今、全戸配布、新聞折り込み以外による、フェイスブックをはじめとしたインターネットでも広報発信しており、行政として届ける方法を考えていると思っている。

＜並河委員＞

自治会費を払っていないから届かないことがある。市としては、自治会に入っているか入ってないかは別として、皆さんに情報を提供するために切りかえていく必要があるのではないか。約2割が加入されていないので、大きな問題になるのではないかと思う。

＜総務部長＞

非加入率が約2割という数字が統計上は出ている。例えば、ワンルームマンションであれば、20戸あっても20世帯と数える。実際には大家に届けば届く場合もあるので、全戸配布している分とその世帯数は把握しにくい。もう1つは、世帯分離されているところもある。親世帯と子どもの世帯の場合は1枚の広報紙で届くのだが、それを数で見ると2分の1となってしまう。このため、今18%ぐらいが非加入となっているが、実態としては少ないとと思っている。100%にはなっていないので、行政としては100%届ける必要があると思っている。先進地視察をして、いろんな方法も研究しているので、市民に100%配布できるように努めていく。

＜奥村委員＞

例えば、赤い羽根や緑の羽根、災害時の緊急募金も自治会で集めていただく。これも契約になっているが、非加入のところにはなかなか行けない。この辺の差が出てきているところがある。それも含め、委託の仕方について検討すべきだと思う。そのような募金まで自治会に集めてもらうのが、本当にいい制度であるのか。その辺を不思議に思う。

＜総務部長＞

募金活動については、募金者の意思が尊重されるべきだと思っている。強制ではないが、自治会役員については、その募金の趣旨を説明し賛同いただくというお願いであると理解している。

14:25

《委員間討議》

＜酒井委員＞

質疑は1点しかなかったこともあり、この件について議論したい。執行部の

答弁では、契約としてきちんと履行されなければならないということも認識しており、また、全戸配布するのが行政として当然だということも認識されている。それをきちんとできるようにしていくということであったが、いつするのかがまだ明確になっていない。質疑の中でいろんな要望、意見が出てきたので、市長質疑に上げていくためにも意見を出し切っておくのがいいと思う。齊藤委員の質疑では、非加入者に配らないような契約にするのはどうかという意見があったが、非加入者に配らないという契約でやるのであれば、自治会への補助金となる。会員へサービスするための補助金になるので、そういう補助金の出し方がどうかという問題になってくる。こういう大きな見直しのきっかけがあるときに、執行部には法的に問題なく、皆さんに納得できるような方法を考えていきたいと思っている。委員間討議の中で出し合いたいと思うがどうか。

＜西口委員＞

私も平成6年から区長をやっていた。入らない人には頭を下げて、町内挙げて加入をお願いするが、入らない場合がある。こういう人には対応の仕がない。自治会は常に新しい人、入ってくれない人に対して、いつもお願いしてもらっている。そういう人たちに配布できる別の方法を一度検討し、費用面でもほかの努力をしてみないといけないのではないか。部長や課長は100%と言っているが、私たちの感覚では絶対に100%はあり得ない。そういう数字は絶対言わないようにして、あらゆる手を考えてみると言ってもらう方が、ベターではないかと思う。努力しても90%を超えるか超えないかわからない。段階を踏んでやっていくというのも1つの手法だと思うので、一発で100%を目指すとか、自治会を頼りにしてやるというのではもう不可能である。私も体験してきた。入らない人は全然入る意思がない。そういう人は、家まで持ってこいという考え方の人がほとんどであった。

＜木曽委員＞

基本的に自治委員の事務委託に関する内容をしっかりと見直さないと、根拠がわからない。曖昧になってしまうので、先ほどの答弁のようになる。自治会にすべて任せてもできない。努力できるところからやっていこうと思えば、委託の計算根拠をしっかりと示すことである。そして、配布できない部分については、違う手立てで配ることを考えていかないと、自治会で配るのは難しいと思う。私も自治会の副会長をしたが、自治会に入るよう言っても入ってもらえない。それだけでなく、ごみの問題も含めトラブルを起こす。きちんと伝わるようにしてもらわなければ自治会が困ることになる。

＜齊藤委員＞

契約書を見ても取りまとめ等いろいろ書かれてあるが、100%しなさいということは書かれていません。例えば、各部の会議の動員に100%来ているかと言えば、用事があって来ていない人もいる。それと一緒に考え方ではないか。自治会がお願いに行っても入らない人は、入らなくても持ってきてもらう権利はあると逆に言われる。地域コミュニティをまとめているのは各自治会であり、役員が苦労されている。配布物は置いておき、見に来てもらう方法もある。広報活動として、必ず手元に届けなければならないことはないと思う。それも含めて話し合いをして、決めていければどうかということである。

<酒井委員>

加入、非加入を問わず納税されたお金を使って委託料を支払っているので、契約という確認を最初にしていると思う。自治会で実際に配っている人にはれば、納得いかない気持ちがあるのはよくわかる。なぜなら、この委託料は普通に委託するよりも随分安く、十分な金額ではない。自治会に入らない人がいるといわれるが、それも非常に負担が大きい部分がある。いろいろなことを頼まれて、どこまでが自分たちの自治会、地域でやると決めたことかわからない状態で、行政からも動員がかかったり、各種会議に選出されたりする。そういう負担があつて入らない人もいるので、全体で考えないといけない。委託は契約であるので、100%やってもらわないとだめである。次年度もこの契約のままで、今までどおり配れなくても仕方がないというのではだめである。よりよい方向にするためには、自治会に任せている仕事の内容が本当に必要であるのか等、業務量が必要なものにダウンサイジングされていくことである。防災や近所づきあい、ごみのことだけであればかわりたいという人もいるはずである。この件をきっかけに話をしているが、どうして今入っていただけないかも含めて全体を考えていかないといけない。地域コミュニティがこれから先も存続していくためには、今のままでは続けられないという観点から話をできればと思う。また、広報が必ずしも紙で自宅に届けなければいけないかどうかは別の問題であり、どういう届け方がいいかについては、秘書広報課の審査時には議論にならなかつた。それはまた別途考えていくということがいいのではないかと思うがどうか。

<西口委員>

私は去年の4月から今年の3月まで班長をしていた。毎年、順番に1年交代でやっている。この配布は、みんなボランティアで誰一人お金がどうかなど言ったことはない。区で1年間配布したら、全部を含めて5,000円の手当を3月にもらうが、班長はお金も集めなければいけないし、本当に大変である。それだけは理解してほしいと思う。そういうことも含めて配布方法は、もう一度最初から検討してもらい、どうすれば届くかというところから検討すべきだと思う。

<並河委員>

府民だよりは、シルバー人材センターによって全ての家に入れているのではないか。頻度としては、亀岡市のおしらせより少ないとと思うが、その辺の調査や経過も含め、参考にされた部分で取り入れられる部分もあるのではないか。

<酒井委員>

全戸配布を府民だよりのシルバー人材センターと一緒にしてはどうかという質疑は以前にもあった。安くならないと聞いているという答弁であったが、安いから、高いからということではなく、しなければいけないことはすべきだということだと思う。

<並河委員>

行政は全ての亀岡市民に広報しなければいけないという立場である。例えば、府民だよりが各家庭に入っているので、そういうのも参考にしてはどうかということであり、私は一緒に配るということは言っていないので、誤解のないようにしていただきたい。

＜石野委員長＞

委員間討議の結果を確認したい。総務部の自治委員等経費の自治委員事務委託料について、いろいろな意見が出ている。委託料の積算根拠、また、ルール改正も含め、今後、配布物を市民に適正に届けることであるが、執行部の意見は。

＜総務部長＞

大変貴重な意見、委員間討議と受けとめている。自治会の加入、非加入の問題と、広報紙の全戸配布の問題については、職員全員がいろんな知恵を絞り、いい方向になるように持っていきたいと思っている。

〔総務部・監査委員事務局 退室〕

14:40

〔休憩〕

15:00

＜酒井委員＞

生涯学習部に関して言っておきたい。東別院グラウンドについて、ホームページに申込先が書かれていないという話をしたら、書いてあるという答弁があった。ヒアリングの段階では掲載されておらず、すぐに対応していただいたということである。今まで載っていなかったので、グラウンドの表示名とあわせて市民に開かれたものにしていかなくてはならないということについてはそのまま進めていただきたい。

〔環境市民部 入室〕

【環境市民部】

《説明》

＜環境市民部長＞

〔重点施策〕

「市民力で未来を拓く」をスローガンに、選ばれるまち、住み続けたいまちの実現を目指した予算編成において、人の環境にやさしいまちづくりの推進に努めるため、アユモドキの保護・増殖や、再生可能エネルギーと省エネルギーの推進、またゼロエミッション計画によるごみの減量、資源化を推進する経費などを計上している。

また、市民生活において不可欠な住民基本台帳や戸籍など、公的認証システムの運営、市民生活相談、国民年金の届け出や相談などに要する経費、国民健康保険の財政基盤を支えている繰出金などを予算措置している。

環境市民部は、4課と5施設により、市民の日常生活に係るサービスの提供に努めている。平成30年度においては、総務費、民生費、衛生費、商工費において歳出予算約33億円を計上している。また、歳入予算に関しては、特定財源の確保に努め、約11億円を計上している。

〔事務事業評価・指摘要望について〕

○昨年12月定例会での指摘要望事項、「自治体新電力会社の運営に際し、万

一債務超過等が発生した場合、亀岡市が負担することのないよう取り決めを交わされたい。」については、自治体新電力会社設立のパートナー企業であり、共同出資者であるパシフィックパワー株式会社と本件に関する覚書を平成30年1月9日に締結し、1月の月例常任委員会で確認いただいたところである。事務事業評価については、平成29年9月の決算特別委員会において、2事業について意見をいただいた。

○浄化槽設置整備事業経費については、浄化槽設置整備の普及促進のために補助金の上乗せを3年間行うこととして、東別院町をモデル地区に選定し、各年の要望の取りまとめを行っているものであり、3年目となる平成30年度も継続して実施することとしている。通常の浄化槽設置整備補助金についても、国・府の補助金を活用して継続していく。また、水質保全に対するメンテナンス等への補助については、市単独の補助は予算的に非常に厳しいことから、設置整備補助金制度を創設している国及び京都府からの補助金による財源確保が整ってからと考えていることから、平成30年度予算ではメンテナンス等への補助について計上していない。しかし、浄化槽普及のための方策の1つであると考えているため、国及び京都府へ補助制度の創設を引き続き要望している。

○ごみ減量・資源化等推進経費のうち、クリーンかめおか推進会議については、本推進会議の関係業務を事務局として市が行っていたが、平成30年度から補助金を廃止し、これまでの事務局業務を市の業務とした上で、クリーンかめおか推進会議の皆様には、市の各種事業実施への協力や一般廃棄物の減量に向けた取り組みなどの意見をいただきながら、ゼロエミッション計画の推進に協力をお願いすることとする。集団回収報奨金については、一般質問で市長が答弁しているが、資源化を進めていく上で非常に効果がある取り組みである。また、地域のコミュニティ活動にも利用していただいていることから、今後も継続していく考えである。なお、新たな集団回収の方法として、資源物回収ステーションの設置等の検討を開始している。

15:08

[所管課長 説明]

15:33

《質疑》

<木曾委員>

P2、不法投棄対策業務委託料について、委託先は。また、どのような契約をしているのか。

<環境政策課施設整備・保全担当課長>

不法投棄の監視パトロールとして委託している。まず、これまでNPO亀岡人権交流センター、シルバー人材センターの2団体で監視パトロールを実施いただいているが、平成30年度は亀岡市域を二分するのではなく、一つとして見積もり比較を行いながら業者を決めていきたい。現在、対象となる団体を選定しているが、現在委託している団体を初め、新たに受託可能な団体があるのかを精査しながら契約を進めていきたい。あとは東別院町自治会

に委託している分であり、合わせて2件である。

＜木曾委員＞

しっかりと精査して委託先を決定願いたい。

＜奥村委員＞

P7、浄化槽設置整備事業費補助金について、平成28年度から3年間、東別院町をモデル地区として普及率の向上に努めていただいたが、平成31年度以降の方向性は。

＜環境市民部長＞

東別院町は当初から3年計画であるため、平成30年度もモデル地区の最終年として実施していきたいと考えている。平成31年度以降については、昨年の事務事業評価でも指摘いただいているところでもあり、もう少し広い範囲で考えていきたい。

＜田中委員＞

P1、住基台帳経費について、コンビニ交付事務経費が計上されているが、対象のコンビニをふやす考えはあるのか。

＜市民課長＞

利用できる店舗は、サークルKサンクス、セブンイレブン、ファミリーマート、ミニストップ、ローソン、その他亀岡にはないようなコンビニでも利用できる。本市に関係する分では、3月初旬からイオンリテールの店舗で利用可能となった。アルプラザでも3月下旬から利用可能になっており、どんどん広がっている。亀岡市でマイナンバーカードを持っている人であれば、全国のコンビニで交付できる。今後さらに便利になっていくものと考える。

＜田中委員＞

マイナンバーカードの交付状況は。

＜市民課長＞

亀岡市の人口に対する交付率が2月末で10.4%である。全国で比較した内容について、昨年12月現在の交付率は国全体で10.2%、府全体で10.0%、亀岡市で9.9%となっている。

＜田中委員＞

P2、家庭向け自立型再生可能エネルギー導入事業費補助金について、どれぐらいの数を見込んでいるのか。

＜環境政策課長＞

太陽光発電と蓄電池の同時設置に対して補助金を交付している。平成29年度は5件であった。平成30年度についても5件分を予算計上している。現在のところ、平成30年度に申し込みたいという話を既に2件聞いている。

＜田中委員＞

P6、動物管理指導経費に直接は関係ないが、老ノ坂を越えたところにあつた施設は現在閉鎖しているのか。京都府は動物をどのように処理しているのか。

＜環境市民部長＞

京都市と共同で鳥羽につくられた。終生飼養の義務があるため、そのあたりで指導されている。

＜田中委員＞

P10、粗大ごみ処理経費について、「不燃性粗大ごみは民間の処理施設で

適正に資源化処理する」と書かれているが、どこの施設なのか。

＜環境クリーン推進課副課長＞

亀岡市内には一般廃棄物の処理施設がないため、三重県伊賀市の三重中央開発株式会社に委託している。

＜田中委員＞

法的な問題はないのか。

＜環境クリーン推進課副課長＞

法的には問題ないが、伊賀市と協議する必要がある。協議書を交わして了解を得ている。

＜田中委員＞

し尿処理経費について、若宮工場で焼却はしていないのか。

＜環境クリーン推進課副課長＞

焼却はしていない。

＜田中委員＞

残渣が出ると思うが、汚泥だけが残るのか。

＜環境クリーン推進課副課長＞

そうである。汚泥は委託業者を通じて処理している。

＜田中委員＞

委託先は。

＜環境クリーン推進課副課長＞

若宮工場の脱水汚泥の処理については、株式会社バイオスに委託している。

＜小川委員＞

P 1、広聴経費について、法律相談の年間の相談件数は。

＜市民課長＞

平成29年度の2月末までの件数は320件である。同じ時期で昨年度と比較すると、昨年度の2月末までの件数は291件であった。なお、平成29年度の1年間の件数は320件である。

＜小川委員＞

P 9、塵芥収集運搬経費について、ごみ収集運搬業務委託料が以前より上がっている理由は。

＜環境クリーン推進課副課長＞

燃料費等が高くなっていることや今年度に車両事故があった関係で保険料が120万円ほど上がっている。

＜並河委員＞

P 6、人間ドック健康診断は何人を予定しているのか。

＜保険医療課長＞

後期高齢者100人を予定している。

＜並河委員＞

毎年同じ金額なのか。

＜保険医療課長＞

毎年、当初に国民健康保険と同時に委託先と契約を交わす。金額は見積もりに応じて変わる予定だが、なるべく負担にならないように進めていきたい。

＜並河委員＞

火葬にかかわってだが、葬祭費についての周知はどのように行っているのか。

＜保険医療課長＞

葬祭費については、国民健康保険事業特別会計で支出するものであり、一般会計から支出するものではない。

＜並河委員＞

P 8、桜塚工場運転管理委託料について、委託先は。

＜環境クリーン推進課副課長＞

運転管理は日立造船である。

＜富谷委員＞

今回の予算に入ってないが、P 1、戸籍住基台帳費について、去年オリジナル婚姻届を作成いただき、それに関連して記念撮影を撮れるバックパネルのことを言われたが、作成したのか。

＜市民課長＞

エントランスホールのところに、ガラス面を利用し、外側から見るとバラのアーチ、内側から見るとピンクと白の市松模様のものを設置している。

＜富谷委員＞

利用状況はどうか。

＜市民課長＞

こちらでシャッターを押すことも考えていたが、執務している中で声はかかるといい。

＜富谷委員＞

P 8、塵芥処理費について、指定ごみ袋により皆さんに努力していただき、ごみ減量が進んでいると思うが、ごみ袋の作成枚数は減っているのか。

＜環境クリーン推進課副課長＞

ごみ袋の製作枚数は年々減少している。

＜富谷委員＞

経費には影響しないのか。

＜環境クリーン推進課副課長＞

予算なので余裕を持って見積もりをしているが、予算ベースでは平成29年で2,846万円、平成30年は2,744万円であり、100万円程度減少している。

＜酒井委員＞

P 7、浄化槽設置整備事業経費について。上乗せ分は何基を見込んでいるのか。

＜環境政策課施設整備・保全担当課長＞

上乗せ分として計上しているのは4基である。

＜酒井委員＞

決算審査で議論になったのは、モデル地区として一部の地域のみで3年間だけ手厚くやっているわけだが、そのモデル地区というのは平成17年から19年までにも東別院町だけで行い、平成25、26年も単費で上乗せをしていた。3回目の上乗せになるので、モデル地区としてやる意味が全くわからぬと決算審査で言った。それだけではなく、個人の財産の維持管理に市のお金を出すのはどうかという議論はまた別にあるのだが、平成27年の消毒槽の補助については全額単費でされている。なぜ既に普及率50%を達成している地域に上乗せをして、畠野町などの普及率の低い地域にしないのかと

いうことを決算審査で議論した。それに対する答弁は納得のいくものではなかったが、どのような答えを持っているのか。これまでモデル地区として上乗せした後、他の地域にも市が上乗せする場合は、同じ額で手厚くしているのではなく、少し下がったりしている。ここだけ特別にする理由が全くわからない。詳細に理由等を答弁願いたい。

＜環境政策課施設整備・保全担当課長＞

3年間ということでスタートしたというのがまず1点である。東別院町でモデル事業がスタートし、見立区等の新興住宅地で普及率が低かったことも含め、東別院町全体で普及率の向上を目指すことを当初の目的としてスタートしている。3年間ということで、要綱を改正し、周知を図りながらやってきた。平成30年度が最終年度になるので、実績を踏まえ、全市的にやっていくのか、畠野町等の普及率の低い地域にやっていくのかを検討しながら進めていきたい。平成17年から平成19年は東別院町で1回目の上乗せを行い、平成25、26年は全市的に行つた。そういう経過や今回の実績も踏まえ、次の対応を考えていきたい。

＜酒井委員＞

平成25、26年は全市的に地域を限らずに行つたが、その時はそれ以前に東別院町で行った時よりも補助が低くなっていた。今回もモデル地区で実施するということだったが、既に飽和状態で伸びが見込めていないのではないか、もっと普及率が低いところにした方がインパクトがあるのではないかということだった。そこはどう検討されたのか。見立区も低いが、土ヶ畠区等はさらに低い。なぜそこにやらないのか。予算を確保しているのであれば、先着順とした方が公平で、真っ当なやり方ではないか。

＜環境政策課施設整備・保全担当課長＞

当初の3年間ということが理由の1つとしてある。畠野町については、普及率が少し低い状況であり、普及促進を図っていくことは、浄化槽普及促進にとって重要な施策だと考えている。平成25、26年の時に畠野町でもアンケートをとりながら取り組んできた。個人的な経済情勢の中で普及が進まなかつたということもあった。それらを含め、東別院町や全市で行った実績も踏まえ、次年度以降、いろいろアプローチの仕方があると思う。維持管理に向けて、国・府の補助金獲得も含めた普及施策もあると思うので、総合的に考えていきたい。

＜酒井委員＞

モデル地区として実施する時に、他の地域にも声をかけたが手を挙げていただけなかったという説明があったが、意味がわからないと言つた。手を挙げたらその後の面倒を見なければならなくなるため手を挙げられないというもののとは違う補助である。畠野町やその他の自治会に対して、このような単費上乗せで手厚くやりたいがどうかと聞いたのか。

＜環境政策課施設整備・保全担当課長＞

今回は、畠野町には聞いていない。平成25、26年に実施した際には、畠野町に説明を行いながら要望を確認する中で進めた。今回については、東別院町でのモデル事業という切り口でスタートしているので、要望を聞き、平成28年度にスタートをした。それが今年で3年目という形である。

＜酒井委員＞

それでは、当初3年のモデル地区としてスタートするときの説明と違うのではないかと思う。平成25、26年に実施した時のアンケートにより畠野町は行わないという判断で東別院町だけで行ったという意味が全くわからない。ニーズ調査をしたのであれば、畠野町などからは維持管理についての補助をお願いしたいという声もあったはずである。単費で行うには難しいため、国や府に要望していくということだったが、水質保全という観点から見れば、国・府に要望するだけではなく、そういったことも市単独でも行うのか、ほかの方法がよいのかということも検討した上で進められたい。今後、特定の地域だけをモデル地区で行うということは、公平性の観点から問題があると思うので改められたいと考えるが、それについてはどうか。

＜環境市民部長＞

東別院町の浄化槽については、モデル地区を選定して3年目である。いろいろなデータもあるので、平成31年度以降は新たな取り組み方法も検討していきたい。国・府も設置整備に対しては補助金がもらえるが、維持管理経費については、基本的に個人資産であるため、メンテナンスのお金は出てこないので、そのところが飛び越えられないハードルであると思っている。市としては、国・府から補助金をいただき、財政の裏づけがない限りメンテナンス費用の補助は困難であると考えている。

＜並河委員＞

P7、火葬場の嘱託職員報酬について、嘱託職員は何人なのか。また、以前、議会でも正規職員にすべきではないかという質問が以前にあったがそれについてはどうか。

＜環境政策課施設整備・保全課長＞

火葬場の従事者は、現在4人で運営している。従事者については、新火葬場の整備に向けて審議会で審議をいただき、事業を進めているところだが、運営形態も今後検討していくことになると考える。

＜明田委員＞

P1、環境対策事務経費について、火葬場に隣接するみどりの郷広場は公園にはカウントされないのか。火葬場周辺にある広場という位置づけなのか。

＜環境政策課施設整備・保全担当課長＞

そうである。

＜明田委員＞

面積はどうか。

＜環境政策課施設整備・保全担当課長＞

資料を持ち合わせていない。後ほど確認する。

＜明田委員＞

主な経費の中には記載されていないが、草刈りや清掃等の経費が面積によってどれほどかかるのかという思いがあった。経費はかかっているのか。

＜環境政策課施設整備・保全担当課長＞

P1の浄化システム保守・トイレ清掃に植栽管理も含めて委託している。この中にそのあたりの整備も含まれている。

＜明田委員＞

面積について、後ほど報告してもらえればと思う。

＜酒井委員＞

先ほどの木曾委員への答弁で、不法投棄対策業務委託は公平な形で委託を考えていくという答弁の中で、2団体を先に言われて、後から1団体を言われた。全てのエリアを1つの委託事業としていくということか。

＜環境政策課施設整備・保全担当課長＞

2つに分かれてそれぞれに委託をしているが、市域全域を1つのエリアとして、現在委託をしている2団体も含めて見積もり合わせをしていきたい。

＜酒井委員＞

東別院町自治会だけ後から言われたが、その部分を除いて2つの団体に委託しているところだけをきちんとするのか、それとも3団体分全てについてなのか。

＜環境政策課施設整備・保全担当課長＞

東別院町についてはそのままの形でやっていきたいと考えている。それを除く全市をこれまでの実績に基づいて効率的に運用できるように見積もり比較をしながら進めたい。

＜明田委員＞

P10、し尿くみとり委託料等が4,100万円ほど計上されているが、戸数にするとどれぐらい残っているのか。

＜環境クリーン推進課副課長＞

データを持っていないため、後ほど報告する。

16:10

《委員間討議》

＜酒井委員＞

P2、環境保全対策経費やP7、浄化槽設置整備事業経費について、どうなのかと思った。廃棄物処理の委託について、なぜその団体だけを外すのかということはしつこく質疑しなかったが、多分難しいのだろうと思う。浄化槽設置整備経費について、本当に効果があることであれば、1つの地域だけを特別にする必要はないという考え方で質疑した。また、個人資産なので補助するのは難しいということだったが、東別院町の消毒槽に対しては単費でも補助している。そのことの整合性がとれないと思う。私は市単費で浄化槽の維持管理経費を補助すべきだと言っていたわけではなく、するのであれば公平にしたほうがよく、同じお金を使うのであれば効果的な方法を考えていきたいと思っている。昨日のグラウンドやデマンドバスのやり方についてもそうだが、共通している問題がここにあるのではないかと思っている。この2項目についてまとめて議論したい。

＜石野委員長＞

環境保全対策経費の不法投棄対策業務委託と浄化槽設置整備事業経費の関係について意見があった。

＜酒井委員＞

意見がないということは、これでよいと思っているということか。問題だと思わないほうが問題だと思う。マイクを通さずに意見がないと言うのではなく、手を挙げて発言願いたい。

＜石野委員長＞

今の環境市民部の関係の2点は、委員間討議が成り立ったということで進め

るのか。

＜西口委員＞

反対や賛成の意見がなく、議論ができてない。これは議論になつてゐるのか。

＜石野委員長＞

賛成や反対の意見がないがどうか。

＜事務局長＞

各委員の議論があれば委員間討議として上げていくということで考えている。

それと市長質疑は別問題である。

＜石野委員長＞

その形で進めていく。

〔環境市民部 退室〕

＜石野委員長＞

本日はこれで散会する。

散会 16 : 23